

1月臨時会

住みよいまちづくり条例を可決！

平成29年第4回定例会で「海老名市住みよいまちづくり条例の制定について」および関連する条例改正案1件の審査を付託された総合まちづくり特別委員会では、平成29年12月8日から平成30年1月25日まで、計6回の審査を行いました。この2議案について、平成30年第1回臨時会（1月29日開催）の本会議に委員会審査の報告がされ、全員賛成で原案可決されました。特別委員会での審査概要は次のとおりです。

住みよいまちづくり条例のポイント

市民によるまちづくり

- ・まちづくり重点計画（ハード系）とまちづくり市民活動計画（ソフト系）を制度化
- ・市の発意により、まちづくり重点地区とまちづくり重点計画を定める規定を制度化

地域へ配慮するまちづくり

- ・大規模土地取引への事前届出制度や大規模な開発事業を行う場合の周知や手続きを規定
- ・上位法に基づいた開発許可基準と市独自の開発指導基準を条例化

※条例の詳細は、都市計画課・まちづくり指導課へ。または、市ホームページをご覧ください。

総合まちづくり特別委員会 審査の経過

平成29年12月8日	住みよいまちづくり条例の制定について 第1章 総則 第2章 市民によるまちづくり（市民提案部分）
平成29年12月11日	第2章 市民によるまちづくり（市民協働部分） 第3章 市の発意によるまちづくり
平成29年12月18日	第4章 地域へ配慮するまちづくり（地域配慮部分）
平成30年1月11日	第4章 地域へ配慮するまちづくり（開発事業等の手続部分）
平成30年1月18日	第4章 地域へ配慮するまちづくり（都市計画法・開発許可等） 第5章 雜則 第6章 罰則
平成30年1月25日	第4章 地域へ配慮するまちづくり（行政指導による開発基準） 都市計画審議会条例の一部改正について

問 まちづくり重点計画およびまちづくり市民活動計画を条文化することによる効果について伺います。

答 この条例は、市民が主体的にまちづくりに参画することと、それによって良好な市街地形成、市街地環境をつくることを目的としております。特にまちづくりに関する自主的な活動を行う市民活動グループは、16歳以上を対象にしておりますので、まちづくりに対する意識の醸成につながるのではないかと思います。

問 まちづくり市民活動計画を①ルール型②保全型③施設管理型と区分していますが、想定する事例を伺います。

答 ①では、地区内に自動販売機を設置しないまちづくりを地域住民で取り決めをつくること②は、地区内の緑地を守りながら周辺の市民が協働して維持管理すること③は、公園利用者の理解を得た上で、利用しやすいように小さな樹木を剪定したり、除草したりすることなどを想定しています。

問 大規模土地取引行為の届出の後、契約当事者に対して求めることができる土地利用に関する協議の想定について伺います。

答 開発の協議より前に情報を得ることができるため、開発が及ぼす周辺地区への影響や、区域内での道路や公園の整備の考え方などを事前に相談できることを想定しています。

意見 ▽今後の関わりが想定される団体などへ制度の積極的な周知を望む。

▽開発事業の手続きにおいては、構想段階から市が積極的に関わることを期待する。

▽条例の趣旨が実現できているかを常に点検し、見直しも含めた積極的な運用を期待する。

議会報告会を開催します！ ~魅力あるまちづくりのために~

●海老名の今とこれからをよくするため、皆様の声をお聞かせください！

開催日時・会場

- ・7月14日（土）13時～15時 上今泉コミュニティセンター
- ・7月14日（土）18時～20時 えびな市民活動センター ビナレッジ
- ・7月28日（土）13時～15時 社家コミュニティセンター

対象者

- ・どなたでも参加できます。お子様もご一緒にどうぞ（ぐずってもOK！）

参加方法

- ・事前申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。
- ・手話通訳をご希望の方は、各会場1週間前までに議会事務局へご連絡ください。FAX(234)4646



昨年のビナレッジの様子